

国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令（案）等について（概要）

令和7年9月5日

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室

1. 改正の背景

今般、国際相互承認液化天然ガス燃料装置用容器の容器再検査における断熱性能を確認する試験方法として、新たに「保冷性能試験」を選択可能にすることを目的として、関係省庁・有識者・関係業界団体等による審議等が行われ、保冷性能試験において必要な要件設定等の詳細や、試験方法の妥当性が確認された。これをふまえ、高圧ガス保安法における国際相互承認液化天然ガス燃料装置用容器について保冷性能試験を選択肢として追加するために、高圧ガス保安法関係省令等において必要な事項を定めるものである。

2. 主な改正内容

- 「国際相互承認に係る容器保安規則」及び「国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」において、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査項目のうち、断熱性能を確認する試験方法として新たに「保冷性能試験」を追加し、当該試験の要件・合格基準等を規定する。規定にあたっては、CNG/LNG 容器技術検討会の結果を踏まえ、国土交通省における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 133 と内容を揃えて改正する。
- その他、規定の適正化を行う。

3. 公布・施行予定

令和7年11月4日（火） 公布（予定）

11月5日（水） 施行（予定）